

経済・財政一体改革推進委員会  
第23回 国と地方のシステムWG  
御説明資料



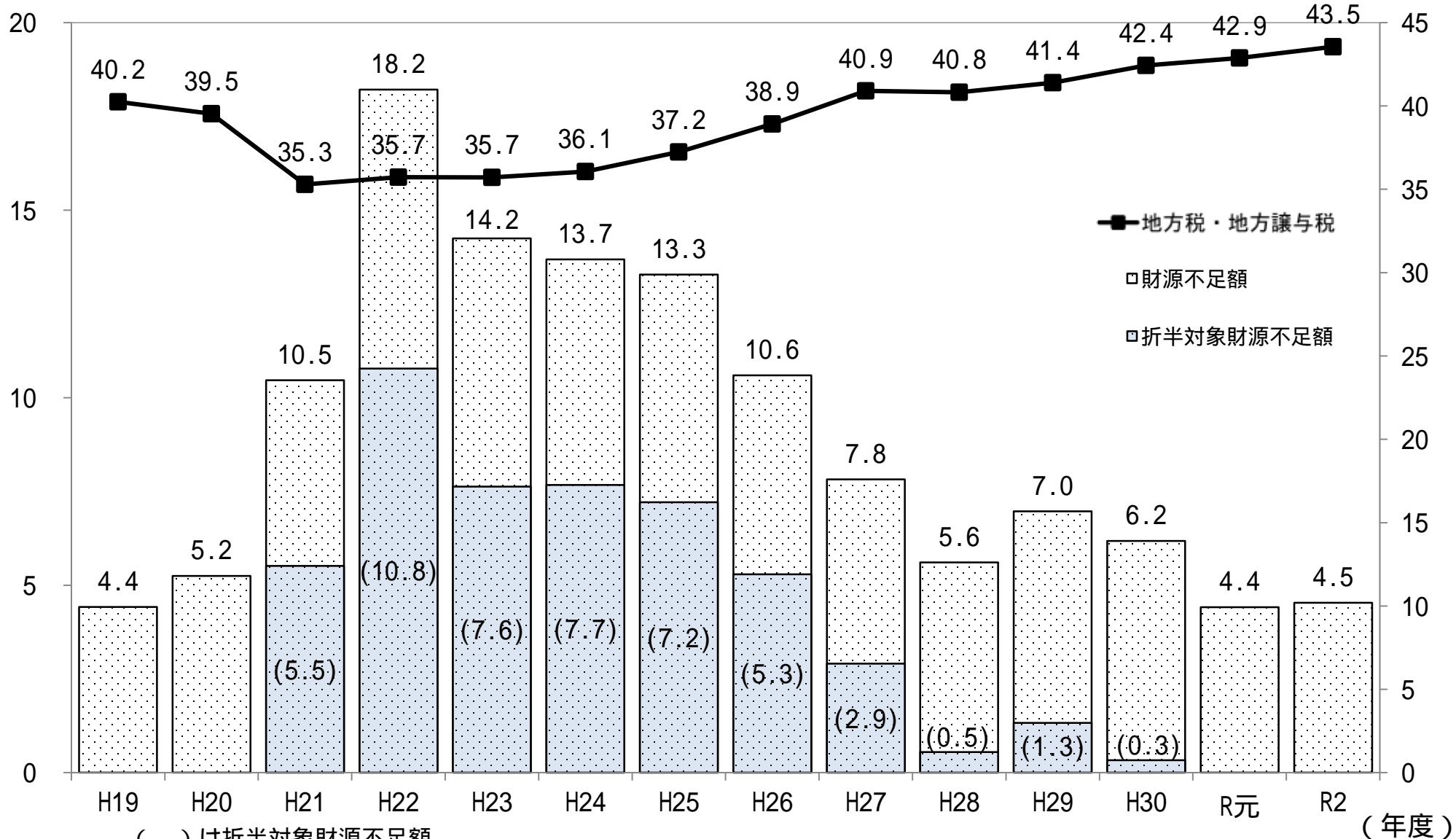
総務省

令和2年5月7日

# 地方の財源不足額と地方税収等の推移（H19～R2）

< 財源不足額 >  
(兆円)

< 地方税・地方譲与税 >  
(兆円)

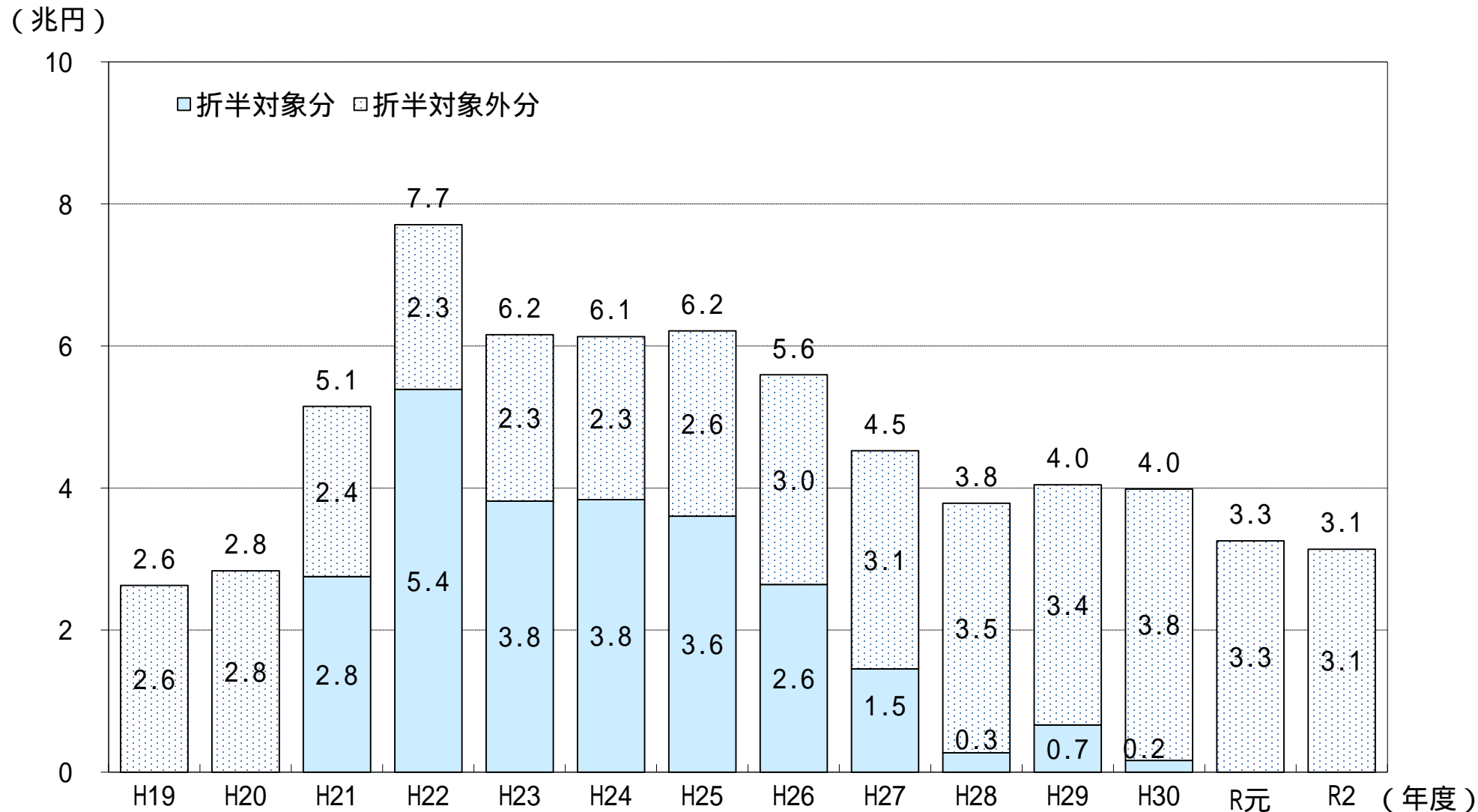


( ) は折半対象財源不足額

地方税・地方譲与税は平成30年度までは決算額、令和元年度及び令和2年度は地方財政計画額

# 臨時財政対策債の発行額の推移（H19～R2）

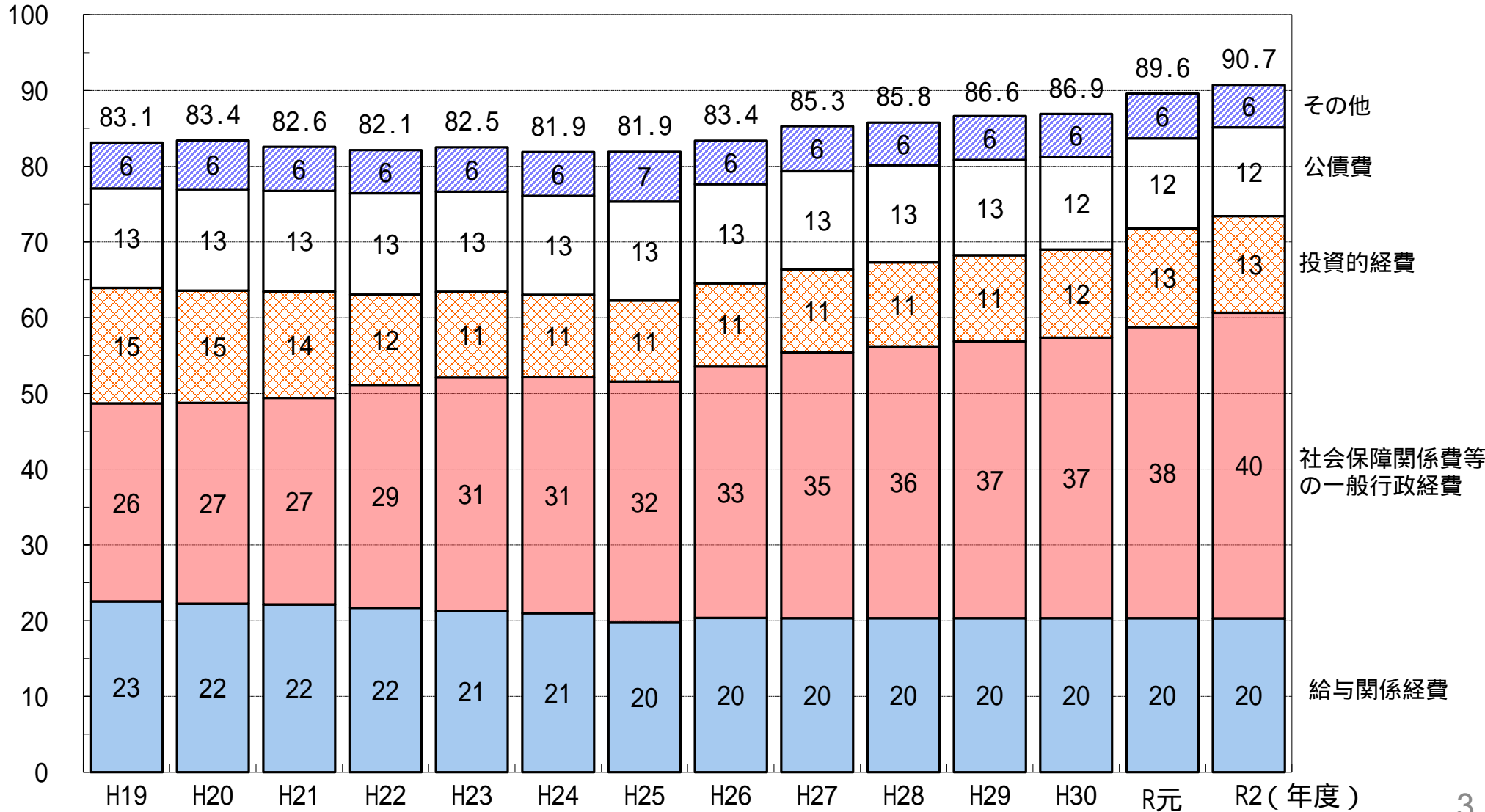
平成20年秋のリーマンショック後、地方税等の大幅な減収等による財源不足の拡大により、臨時財政対策債の発行額が大幅に増加。近年は、地方税等の増収等による財源不足の縮小により、臨時財政対策債の発行額は減少傾向。



# 地方財政計画の歳出の推移（H19～R2）

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加。

（兆円）



# リーマンショック後（H20～21）の地方交付税総額に係る対応

平成20年度及び平成21年度においては、リーマンショック後の景気後退により地方税や地方交付税の原資となる国税5税が大幅に減収する中、地方団体の安定的な財政運営に支障が生じないように、国の一般会計加算により地方交付税総額を適切に確保。

|                         | 予算          | 予算額       | 概要  |
|-------------------------|-------------|-----------|---|
| H20国税減収に伴う<br>交付税総額の補てん | H20<br>2次補正 | 2兆2,700億円 | 平成20年度の地方交付税について、平成20年度補正予算（第2号）による国税の減収に伴い、法定率分が減少したため、その補てんのため国の一般会計から加算  |
| 地方交付税の増額                | H21<br>当初   | 1兆円       | 平成21年度の地方交付税について、既存の一般会計加算とは別枠で1兆円増額するとともに、地方財政計画の歳出に雇用創出等に必要な経費として1兆円を追加計上 |
| H21国税減収に伴う<br>交付税総額の補てん | H21<br>2次補正 | 2兆9,500億円 | 平成21年度の地方交付税について、平成21年度補正予算（第2号）による国税の減収に伴い、法定率分が減少したため、その補てんのため国の一般会計から加算  |

# リーマンショック後（H20～21）の臨時交付金の計上

平成20年度及び平成21年度においては、地方団体が地域の実情に応じて地域活性化のための取組等を積極的に実施できるよう、国の補正予算に地方団体向けの臨時交付金を計上。

|                   | 予算          | 予算額       | 概要  |
|-------------------|-------------|-----------|---|
| 地域活性化・生活対策臨時交付金   | H20<br>2次補正 | 6,000億円   | 地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため交付<br>(ハード事業・ソフト事業に充当)                             |
| 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 | H21<br>1次補正 | 1兆円       | 地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現など地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に推進するため交付<br>(ハード事業・ソフト事業に充当) |
| 地域活性化・公共投資臨時交付金   |             | 1兆3,790億円 | 公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地域における公共投資を円滑に実施するため交付<br>(ハード事業のみに充当)                    |

# 最近の地方団体の要望と対応

|                      | <b>地方団体の要望</b><br>「令和2年度予算編成及び地方財政対策について<br>(令和元年12月11日地方六団体)」等  | <b>令和2年度地方財政計画における対応</b>  |
|----------------------|--|---|
| <b>一般財源総額の確保</b>     | 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること   | 一般財源総額について前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保   |
| <b>臨時財政対策債の発行額縮減</b> | 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。また、引き続き発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること | 地方交付税総額について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行額について前年度から0.1兆円減の3.1兆円に抑制                  |
| <b>河川等の浚渫の推進</b>     | 台風19号による記録的な大雨により各地で堤防の決壊が引き起こされたことから、堤防強化対策や河川の浚渫等への財政支援の拡充を図ること  | 地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」を地方財政計画に計上(900億円)するとともに、地方債の発行を可能とするための特例措置を創設 |
| <b>技術職員の充実等</b>      | 土木・農林分野など、災害発生時に被災地に派遣される地方自治体職員の要員確保のため、必要な財政措置等を講じるとともに、復旧・復興期に必要なとされる中長期の職員派遣を円滑に行うための体制整備に取り組むこと                                   | 都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援し、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して新たに地方財政措置             |